

別表第2（第2条関係）

弔慰金等

職名	本人	生計を一にする同居の一親等及び配偶者（姻族を含む）	生計を一にする同居その他の親族	生計を一にしない父母（義父母含めない）	弔電
市長・副市長・教育長・市議会議員	花環又は生花1基 20,000円	10,000円	5,000円	5,000円	内容に 応じ、そ の都度 決定
元職の市長・副市長・教育長・市議会議員	額はその都度決定する				
農業委員会委員・教育委員会委員・監査委員・選挙管理委員会委員・固定資産評価審査委員会委員	花環又は生花1基 10,000円	5,000円			
消防団員	花環又は生花1基 10,000円				
その他委員等	花環又は生花1基 10,000円	5,000円			
県内在住の国会議員、県知事、県議会議員	花環又は生花1基 10,000円	5,000円		5,000円	
当市関連の市町村長	花環又は生花1基 10,000円	5,000円		5,000円	
上記以外の市区町村長	10,000円	5,000円			
当市関連の議会議長	10,000円	5,000円			
当市関連の議会議員	10,000円				
当市と密接な関係にあり又は市政に貢献のあった者で特に市長が認めた者	額はその都度決定				